

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会
令和元年度 長崎県サービス管理責任者等基礎研修
実施案内

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の育成を図ることを目的としております。

2. 実施主体

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

3. 研修日程

【1回目】令和元年11月20日（水）～11月21日（木）

【2回目】令和元年12月11日（水）～12月12日（木）

* 1回目と2回目は同じ内容ですので、いずれかの日程でお申込みください。

4. 研修カリキュラム概要（予定）

研修カリキュラムの内容は、別紙の通りです。

今後変更となる可能性があります。

5. 受講対象者

指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、本研修受講時点で、厚生労働省告示（※）に定める実務経験者になるために必要な年数に達する日までの期間が2年以内である者

※ サービス管理責任者については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）

児童発達支援管理責任者については「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）

（留意事項）

上記の実務経験年数は、本研修を受講するための要件です。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として勤務するための要件等につきましては、別に定められておりますので、ご確認ください。

6. 研修会場

ながさき看護センター／長崎県諫早市永昌町23番6号

7. 募集定員 320名（1回目160名・2回目160名）

8. 受講お申込み方法

一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会のホームページ「お知らせ」の「令和元年度長崎県サービス管理責任者等基礎研修申込書」に、必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて下記申込先あて郵送してください。申し込み期限を過ぎたもの、FAXによる申込みについては受付いたしません。

* 受講申込には、原則として、法人代表者又は施設長からの推薦が必要です。

- *書類の作成にあたっては、別紙「受講申込書等作成上の留意事項」を必ずご参照ください。特に、氏名・生年月日は修了証書に記載されますので、お間違いのないよう作成願います。また、空欄記載は「該当事項なし」として処理します。
- *申込み内容について、確認のお問い合わせをさせていただく場合があります。
- *身体障害等により受講に際して特別の配慮を希望される方は、受講申込書の記載欄に必ずご記入頂き、早めの連絡にご協力願います。なお、要望内容によっては十分な対応ができない場合がございますので、ご承知ください。

【ご提出書類（郵送）】

- ① 受講申込書（推薦書）
※申込書は「サービス管理責任者用」と「児童発達支援管理責任者用」の2種類がありますのでご注意ください。
- ② 実務経験証明書
- ③ 受講要件に関する資格証明書の写し（該当者のみ 例：介護福祉士等）
- ④ 相談支援従事者初任者研修2日間の講義を受講している方は、その写し

【お申込み・ご郵送期限】

令和元年9月27日（金）消印有効

*お持ち込みでの提出は一切受け取りません。必ず郵便にてお申込み願います。

【提出書類宛先】

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号
（長崎県総合福祉センター社協棟 2F）
一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 宛

9. 受講者の決定・通知

(1) 通知予定日

各法人の代表者若しくは各所属長あてに受講決定通知書を送付いたします。

※（令和元年10月11日郵送予定）

受講者の決定は先着順ではなく、書類選考となります。募集定員を超えた場合、長崎県と協議の上受講者を決定いたします。

(2) 事前課題（受講決定者）

受講決定者には、事前課題を課します。

内容、提出様式等の詳細は受講決定通知書にてお知らせいたします。

10. 受講料

- ・受講料 20,000円

受講決定通知書へ記載されております指定の期日までに、指定の口座へ受講料をお振込みください。期日までにお振込みがない場合、受講決定は取り消しとなりますのでご注意ください。

研修会場までの受講者の旅費及び滞在費につきましては、受講者各自にてご負担いただきますようお願いいたします。

なお、お振込み後の受講者都合によるキャンセルの場合、受講対象者の要件を満たしていないと判明した受講取り消しの場合には受講料の返金は致しませんのでご了承ください。悪天候や主催者側の都合により開催できない場合については、当協会の規定により返金することもございます。

1.1. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了証書の発行、討議用小グループ編成にのみ使用することとします。

ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、討議用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後、長崎県に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

1.2. 修了証書

研修の全課程を修了した者に、長崎県指定研修事業者の修了証書を交付いたします。

ただし、定められた全科目を受講することを修了の条件とします。また30分を超える遅刻または早退等により、講義および演習の内容が十分に修得されていないと認められる者、もしくは、私語・居眠りなど受講態度が著しく不良の者は欠席とみなし、修了証書は交付できません。また、虚偽の内容により申し込みをしたと判断された場合は、修了証書の発行後であっても、修了の取消等の措置をとることといたします。

1.3. 問い合わせ先

(1) 研修申込みに関すること（土日祝を除く9時～18時）

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号（長崎県総合福祉センター内）

（一社）長崎県知的障がい者福祉協会 事務局

<TEL> 095-842-7007

<FAX> 095-842-7008

<Mail> na-fukushi@vivid.ocn.ne.jp

(2) 制度に関すること

長崎県 福祉保健部 障害福祉課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

<TEL> 095-895-2455